

## 京都市学校問題解決支援チーム設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市学校問題解決支援チームの設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 学校に対する保護者からの解決困難な批判や要求等に起因する学校と家庭との関係悪化、教育活動の停滞や教職員の精神的な疲弊、当該保護者の児童生徒の教育権侵害等の事態に対し、また、児童生徒が暴力等の問題行動を繰り返すことにより自身の学びや学校全体の教育活動を妨げる事態に対し、学校、保護者又は児童生徒への指導・支援を通じて問題の解決を図るため、京都市学校問題解決支援チーム（以下、「チーム」という。）を設置する。

### (活動内容)

第3条 「チーム」の活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校、保護者、児童生徒等の状況把握及び専門性を活かした対応策の検討
- (2) 学校、保護者、児童生徒への具体的な指導・支援及び学校と家庭との関係修復に向けた働きかけ
- (3) 問題解決に向けた関係機関との連携及び支援・協力の要請
- (4) 保護者、地域住民からの学校における学習活動や生徒指導上の問題に係る苦情等への対応及び学校・家庭・地域各々の機能回復に向けた指導・支援
- (5) 「子ども・家庭支援チーム」への助言等

### (組織)

第4条 「チーム」に、弁護士、医師、学識経験者等による専門委員及び京都市教育委員会職員等による常任委員を置く。

2 「チーム」は、専門委員、常任委員、それぞれ10名以内をもって組織する。

3 各委員は、京都市教育委員会教育長が委嘱する。

### (任期)

第5条 各委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、新年度の委員が委嘱されるまでの間、前年度の委員が継続して、その任に当たる。

2 任期途中での辞職等により、新たに各委員を委嘱する場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

### (報酬)

第6条 委員の報酬は、別にこれを定める。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (統括)

第8条 「チーム」に、統括を置く。

2 統括には、京都市教育委員会指導部生徒指導課長をあてる。

3 統括は、「チーム」を代表し、会務を総理する。

### (「チーム」会議)

第9条 「チーム」の会議を原則として毎月1回開催する。

2 「チーム」の会議は、統括が召集する。

3 「チーム」の会議の議長は、統括が務める。

4 統括は、必要と認める時には、臨時に「チーム」の会議を招集することができる。

5 統括は、「チーム」の会議において必要があると認めるとときは、関係者の出席を求め、説明等を徴することができる。

### (事務局)

第10条 「チーム」の事務局を京都市教育委員会指導部生徒指導課に置く。

### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「チーム」に関し必要な事項は、京都市教育委員会教育長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

参考資料2

京都市学校問題解決支援チーム 委員名簿（平成19年度）

| 種別   | 職名等                             | 氏名      |
|------|---------------------------------|---------|
| 専門委員 | 学識経験者（医師）                       | 定本 ゆきこ  |
|      | 学識経験者（弁護士）                      | 小槻 浩史   |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士）               | 石附 敦    |
|      | 市民代表（元京都市P T A連絡協議会会長）          | 久保田 真由美 |
|      | 市民代表（日本ボーイスカウト京都連盟理事長）          | 篠田 常生   |
| 常任委員 | 学識経験者（大学教授・臨床心理士），スクールカウンセラー    | 小林 哲郎   |
|      | 学校指導課 首席指導主事                    | 初田 幸隆   |
|      | 地域教育専門主事室 副室長                   | 本間 康子   |
|      | 総合育成支援課 首席指導主事                  | 朝比奈 覚順  |
|      | チーム統括<br>京都市教育相談総合センター所長・生徒指導課長 | 桶谷 守    |
|      | 生徒指導課 参与（警察官O B）                | 日笠 義夫   |
|      | 生徒指導課 首席指導主事                    | 大橋 忠司   |

計12名

- ※ 専門委員… 専門的な知識や経験を活かした助言、対応策の検討、具体的な支援を行う。
- ※ 常任委員… 学校、保護者、児童生徒などの状況把握、指導・支援、関係機関との連携等を日常的に行う（主に京都市教育委員会の職員）。

京都市学校問題解決支援チーム 委員名簿（平成20年度）

| 種別   | 職名等                             | 氏名      |
|------|---------------------------------|---------|
| 専門委員 | 学識経験者（医師）                       | 定本 ゆきこ  |
|      | 学識経験者（弁護士）                      | 小窓 浩史   |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士）               | 石附 敦    |
|      | 市民代表（元京都市PTA連絡協議会会长）            | 久保田 真由美 |
|      | 市民代表（日本ボーイスカウト京都連盟理事長）          | 篠田 常生   |
| 常任委員 | 学識経験者（大学教授・臨床心理士），スクールカウンセラー    | 小林 哲郎   |
|      | 学校指導課 統括首席指導主事                  | 本間 康子   |
|      | 学校指導課 首席指導主事                    | 初田 幸隆   |
|      | 総合育成支援課 首席指導主事                  | 朝比奈 覚順  |
|      | チーム統括<br>京都市教育相談総合センター所長・生徒指導課長 | 桶谷 守    |
|      | 生徒指導課 参与（警察官OB）                 | 日笠 義夫   |
|      | 生徒指導課 首席指導主事                    | 菊地 謙一   |
|      | 同 上                             | 大橋 忠司   |

計13名

京都市学校問題解決支援チーム 委員名簿（平成21年度）

| 種別   | 職名等                             | 氏名      |
|------|---------------------------------|---------|
| 専門委員 | 学識経験者（医師）                       | 定本 ゆきこ  |
|      | 学識経験者（弁護士）                      | 小槻 浩史   |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士）               | 石附 敏    |
|      | 市民代表（元京都市P T A連絡協議会会长）          | 久保田 真由美 |
|      | 市民代表（日本ボーイスカウト京都連盟理事長）          | 篠田 常生   |
| 常任委員 | 学識経験者（大学教授・臨床心理士），スクールカウンセラー    | 小林 哲郎   |
|      | 学校指導課 統括首席指導主事                  | 河村 広子   |
|      | 学校指導課 首席指導主事                    | 初田 幸隆   |
|      | 総合育成支援課 担当課長・首席指導主事             | 朝比奈 覚順  |
|      | チーム統括<br>京都市教育相談総合センター所長・生徒指導課長 | 桶谷 守    |
|      | 生徒指導課 参与（警察官O B）                | 日笠 義夫   |
|      | 生徒指導課 首席指導主事                    | 菊地 謙一   |
|      | 同 上                             | 白崎 友久   |
|      | 生徒指導課 子ども支援専門官                  | 池田 忠    |

計14名

京都市学校問題解決支援チーム 委員名簿（平成22年度）

| 種別   | 職名等                             | 氏名      |
|------|---------------------------------|---------|
| 専門委員 | 学識経験者（医師）                       | 定本 ゆきこ  |
|      | 学識経験者（弁護士）                      | 小窓 浩史   |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士）               | 石附 敦    |
|      | 市民代表（元京都市PTA連絡協議会会长）            | 久保田 真由美 |
|      | 市民代表（日本ボーイスカウト京都連盟理事長）          | 篠田 常生   |
| 常任委員 | 学識経験者（大学教授・臨床心理士），スクールカウンセラー    | 小林 哲郎   |
|      | 学校指導課 首席指導主事                    | 北尾 恵丈   |
|      | 同 上                             | 土肥 明男   |
|      | 総合育成支援課 指導主事                    | 中東 朋子   |
|      | チーム統括<br>京都市教育相談総合センター所長・生徒指導課長 | 桶谷 守    |
|      | 生徒指導課 問題行動対策担当課長（京都府警から派遣）      | 堤 勇一郎   |
|      | 生徒指導課 参与（警察官OB）                 | 日笠 義夫   |
|      | 生徒指導課 首席指導主事                    | 菊地 謙一   |
|      | 同 上                             | 池田 忠    |
|      | 生徒指導課 子ども支援専門官                  | 脇坂 満    |
|      | 生徒指導課 専門主事                      | 白崎 友久   |

計16名

京都市学校問題解決支援チーム 委員名簿（平成23年度）

| 種別   | 職名等                          | 氏名      |
|------|------------------------------|---------|
| 専門委員 | 学識経験者（医師）                    | 定本 ゆきこ  |
|      | 学識経験者（弁護士）                   | 小槻 浩史   |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士）            | 石附 敦    |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士），スクールカウンセラー | 小林 哲郎   |
|      | 学識経験者（大学教授・元京都市教育相談総合センター所長） | 桶谷 守    |
|      | 市民代表（元京都市PTA連絡協議会会长）         | 久保田 真由美 |
|      | 市民代表（日本ボイスカウト京都連盟理事長）        | 篠田 常生   |
| 常任委員 | 学校指導課 首席指導主事                 | 北尾 恵丈   |
|      | 同 上                          | 土肥 明男   |
|      | 総合育成支援課 首席指導主事               | 中東 朋子   |
|      | チーム統括 生徒指導課長                 | 大橋 忠司   |
|      | 生徒指導課 問題行動対策担当課長（京都府警から派遣）   | 堤 勇一郎   |
|      | 生徒指導課 参与（警察官OB）              | 日笠 義夫   |
|      | 生徒指導課 首席指導主事                 | 菊地 謙一   |
|      | 同 上                          | 池田 忠    |
|      | 同 上                          | 畠 一     |
|      | 生徒指導課 子ども支援専門官               | 井上 浩史   |

計17名

京都市学校問題解決支援チーム 委員名簿（平成24年度）

| 種別   | 職名等                          | 氏名      |
|------|------------------------------|---------|
| 専門委員 | 学識経験者（医師）                    | 定本 ゆきこ  |
|      | 学識経験者（弁護士）                   | 小槻 浩史   |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士）            | 石附 敦    |
|      | 学識経験者（大学教授・臨床心理士），スクールカウンセラー | 小林 哲郎   |
|      | 学識経験者（大学教授・元京都市教育相談総合センター所長） | 桶谷 守    |
|      | 市民代表（元京都市P T A連絡協議会会長）       | 久保田 真由美 |
|      | 市民代表（日本ボーイスカウト京都連盟理事長）       | 篠田 常生   |
| 常任委員 | 学校指導課 首席指導主事                 | 天野 聖子   |
|      | 同 上                          | 戸塚 恵美子  |
|      | 総合育成支援課 首席指導主事               | 田・滋人    |
|      | チーム統括 生徒指導課長                 | 大橋 忠司   |
|      | 生徒指導課 問題行動対策担当課長（京都府警から派遣）   | 足立 弘    |
|      | 生徒指導課 参与（警察官O B）             | 日笠 義夫   |
|      | 生徒指導課 首席指導主事                 | 菊地 謙一   |
|      | 同 上                          | 池田 忠    |
|      | 同 上                          | 畠 一     |
|      | 生徒指導課 子ども支援専門官・指導主事          | 小松 晃子   |
|      | 同 上                          | 井上 浩史   |

計18名

### 参考資料3

#### 京都市学校問題解決支援チームが対応した事案の件数等（平成19～23年度）

##### 1 事案の件数

| 校種 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 計  |
|----|------|------|------|------|------|----|
| 幼  | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1  |
| 小  | 7    | 3    | 2    | 4    | 2    | 18 |
| 中  | 4    | 1    | 4    | 0    | 2    | 11 |
| 高  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0  |
| 支  | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1  |
| 計  | 13   | 4    | 6    | 4    | 4    | 31 |

##### 2 主な内容

- 子どもが不当な扱いを受けたとして、担任交代・慰謝料を要求する。
- 学校の教育方針への不服を理由として、子どもを登校させない。
- 同じ要求を何度も行う（100回以上）。
- 保護者が精神的に不安定、感情の起伏が激しいことにより話し合いが困難。
- 教員の胸倉をつかむ、顔面を殴るなどの暴力を振るう。
- 教員を長時間にわたり恫喝する。
- 教員への攻撃的な言動を繰り返す。
- 土下座・金銭を要求する。
- 子どもの養育を放棄し、学校で面倒を見るよう要求する。など

##### 3 チームの定例会の開催回数

| 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 計  |
|----|------|------|------|------|------|----|
| 回数 | 7    | 12   | 11   | 11   | 10   | 51 |

**「保護者からの解決困難な要求等に関する実態調査」の集計結果（概要）**

- 1 本調査は、本市として今回、初めて実施した（調査の趣旨は下記参照）。
- 2 集計結果の主な特徴点は次のとおり。
  - (1) 平成21年度間について、22.3%の学校が、「学校だけでは解決が困難であると感じたケースがあった。」と回答。全市での発生件数は、133件。
  - (2) 対応に要した期間は、「6ヶ月以上」(40.6%)が最も多く、問題が長期にわたる傾向がある。
  - (3) 学校が対応に苦慮する点として、「説明を尽くしても納得してくれない。」(23.5%)、「保護者自身が精神的に不安定」(14.1%)などが多く、学校が努力しても必ずしも解決できない状況がある。
  - (4) また、「保護者から、要求が通らなければ子どもを登校させない、旨の発言がある。」「保護者に毅然と対応すると子どもに悪影響を及ぼすことが考えられる（又は実際に影響があった。）」の計が25.5%であり、単純に相手方との関係のみで決着できない学校特有の苦悩が伺える。

**記****1 調査の趣旨**

近年、一部の保護者から、一方的な批判や道理に基づかない要求等が行われ、学校現場における教育活動の停滞や教職員の精神的な疲弊などを招き、子どもの教育権の保障に影響を及ぼしかねないケースが見受けられる。

こうした状況を踏まえ、本市では、外部の専門家（弁護士、精神科医等）を含む「京都市学校問題解決支援チーム」を平成19年度に設置した。以来、毎月1回、開催している定例会議で、学校だけでは解決困難な事案（平成22年8月現在 25件）について協議し、学校に専門家の知見も踏まえた効果的な助言等を行い、問題の早期解決及び学校の負担軽減に成果を上げている。

このたび、全市の学校・園における保護者からの解決困難な要求等の実態について、あらためて調査を行い、学校現場の状況及びニーズを把握することで、本チームの取組の活性化に繋げ、各学校・園への支援のさらなる充実、引いては、子どもたちの豊かな学びと育ちの保障を図るために、本調査を実施した。

**2 実施時期 平成22年6月～7月（平成21年度間の状況等を調査）****3 調査対象 全ての京都市立学校・園****4 調査方法 全校を対象に保護者からの解決困難な要求等の有無等を調査し、解決困難な要求等があったと回答した学校について、その内容等を調査した。**

## 5 調査結果の概要

### (1) 保護者からの解決困難な要求等の有無・件数

- ア 平成21年度間の保護者からの要求等について、22.3%の学校が、「学校だけでは解決が困難であると感じたケースがあった。」と回答している。様式1一問3で、96.5%の学校が「担任等だけでなく、管理職等を含めた組織的な対応を行う校内体制を整えている。」と回答していることと合わせると、担任等だけではなく、学校が組織を挙げて対応してもなお、解決できない事態が多々発生している深刻な状況が伺える。
- イ 平成21年度間に全市で発生した件数は、133件。学校ごとの件数は、年間1件(57.8%)、2件(25.0%)が大半を占めるが、3件以上の学校が11校あり、うち1校は、1年間で20件もの解決困難な要求等があった。

### (2) 学校現場が求める支援

- ア 保護者からの解決困難な要求等に対応するにあたり、学校現場からは、教育委員会各課の指導主事等による助言のほか、弁護士、警察及び医師などの専門家の助言などの支援が求められている。
- イ なお、保護者対応の場面での第三者の同席を求める回答も多い。こうした場合、学校運営協議会と連携した対応も考えられる。

| 学校現場が求める支援（複数回答） | 校数  | 割合    |
|------------------|-----|-------|
| 各課の指導主事等による助言    | 224 | 26.8% |
| 弁護士による助言         | 158 | 18.9% |
| 保護者対応の場面で第三者の同席  | 153 | 18.3% |
| 警察による助言          | 140 | 16.7% |
| 医師・臨床心理士による助言    | 112 | 13.4% |

### (3) 要求者について

- ア 母が最も多く(54.2%)、次いで父(34.2%)、祖父母(4.5%)という結果であった。
- イ なお、例えば、母との関係で問題解決の見通しが立たない場合、父などの他の家族に働きかける(キーパーソンを特定する)ことで、問題が改善する場合がある。

### (4) 要求等の対応に要した期間

6ヶ月以上と回答した学校が40.6%と最も多く、問題が長期化し、学校現場が多大な時間と労力を費やしている現状が伺える。

| 要求等の対応に要した期間 | 件数 | 割合    |
|--------------|----|-------|
| 1ヶ月未満        | 19 | 17.9% |
| 1～3ヶ月未満      | 32 | 30.2% |
| 4～6ヶ月未満      | 12 | 11.3% |
| 6ヶ月以上        | 43 | 40.6% |

### (5) 要求等の方法

- ア 電話(47.7%)、来校(43.7%)が大半を占める中、「教職員の自宅やケータイに電話」が17件(8.6%)あり、この点については、

教職員が自身の電話番号などの個人情報を安易に保護者に知らせることのないよう注意する必要がある。

イ 電話による要求等の場合の回数について、「100回以上」のケースが6件あるとともに、電話が深夜まで及ぶケースもある。同じ内容での執拗な電話の場合は、「前回と同様のお話でしたら、お答えしたとおりです。職務に影響がありますので、切らせていただきます。」のように述べたうえで、毅然と電話を切ることも必要である。

ウ 来校による要求等の場合の滞在時間について、「3～5時間未満」(26.7%)、「5時間以上」(8.1%)と長時間に及ぶケースも少なくない。同じ内容を繰り返すなどの「居座り」が予期される場合は、話し合いの前に終了時刻を予告したうえで、「約束の時間が過ぎております。」と伝えることや「これ以上お話しても堂々巡りです。お引き取り願います。」と退去を促すことも必要である。

#### (6) 対応に苦慮した点

ア 「説明を尽くしても納得してくれない。」(23.5%)、「保護者自身が精神的に不安定」(14.1%)が多く、学校が努力しても必ずしも解決できない状況がある。

なお、「保護者自身が精神的に不安定」な場合は、スクールカウンセラ一等の活用のほか、児童相談所、保健所と連携を図ることが有効な場合もある。

イ 無理な要求等に対しては、毅然とした対応をすることが原則であるが、下表の「「要求が通らなければ子どもを登校させない。」旨の発言がある。」以下の3点(計25.5%)のように、学校が、保護者に対して毅然と対応することで子どもに悪影響が及んでしまうことに苦慮しているケースが多く、単純に相手方との関係のみで決着できない学校特有の苦悩が伺える。

ウ しかし、過剰な要求等に対しては、毅然とした態度で「できないことはできない。」「学校が対応すべきことではない。」などとはつきり伝え、そのうえで、具体的な改善策を提示する、という手順で解決を目指さなければならない。また、暴言や威圧的な態度(15.4%)があった場合は、速やかに警察に被害届を提出するなど、毅然と対応しなければならない。

| 対応に苦慮した点（複数回答）                                          | 件数 | 割合    |
|---------------------------------------------------------|----|-------|
| 説明を尽くしても納得してくれない。                                       | 93 | 23.5% |
| 暴言や威圧的な態度                                               | 61 | 15.4% |
| 保護者自身が精神的に不安定                                           | 56 | 14.1% |
| 「要求が通らなければ子どもを登校させない。」旨の発言がある。                          | 46 | 11.6% |
| 保護者との関係が悪化することで、子どもに良くない影響を及ぼすことを考えると、毅然とした対応をすることが難しい。 | 31 | 7.8%  |
| 対応する過程で、実際に、子どもに何らかの悪影響（子どもが精神的ショックを受ける、不登校になるなど）が生じた。  | 24 | 6.1%  |

} 計 25.5%

#### (7) 要求等の内容

最も多かったのが「教職員に対する不信・不満について」(29.6%)、

次いで「児童生徒間のトラブルについて」（26.6%）であった。

なお、この設問は複数回答可で上記の両方に該当すると回答した学校も多いことから、必ずしも、初めから教職員への不信・不満があったわけではなく、児童生徒間のトラブルをきっかけに、それに関する学校の対応について保護者の満足が得られず、教職員への不信・不満に繋がったケースも多いと考えられる。

| 要求等の内容（複数回答）     | 件数 | 割合    |
|------------------|----|-------|
| 教職員に対する不信・不満について | 59 | 29.6% |
| 児童生徒間のトラブルについて   | 53 | 26.6% |
| 生活指導について         | 22 | 11.1% |
| 学習指導・学力保障について    | 20 | 10.1% |

#### (8) 解決に向けて行った外部の機関や専門家等への相談

教育委員会に相談（62.3%）、警察・児童相談所等に相談（18.8%）、スクールカウンセラー等に相談（13.8%）など、積極的に外部の機関や専門家に相談したにもかかわらず、それでもなお、解決に苦慮している状況が伺える。

#### (9) 解決困難な状況となった理由

- ア 「保護者が、自己主張を繰り返すなど、学校の説明を聞く姿勢がない。」（45.5%）、「学校としてできる限りの対応をしたが、それでも保護者の納得が得られなかった。」（35.6%）が多くを占めており、学校が努力しても必ずしも解決できない状況が伺える。
- イ 「学校の対応に不備があった。」が12.6%あり、この点は、学校側が改善しなければならない。保護者対応にあたっては、

① 迅速、誠実な初期対応

※ 家庭訪問、丁寧な傾聴による保護者の主張の把握、管理職への報告など

② 正確な事実確認

③ 組織的な対応、情報共有

④ 教育委員会、関係機関との連携

などが基本であることは言うまでもないが、こうした点を常に教職員に意識させるとともに、保護者との連絡（電話、家庭訪問）を密にすることや学校の情報を積極的に発信するなど、日頃から保護者との信頼関係の構築に努めることが重要である。

#### (10) 対応にあたった教職員の負担・疲弊の状況

- ア 「精神的に多大なストレスを感じた。」が50.3%と多く、教職員が疲弊している状況が伺えるとともに、「時間に追われ、授業の準備や他の校務に支障が生じた。」が39.2%で、校務に影響が生じているケースが多いことや「精神的な負担から、病休又は休職した。」1.7%（3件）、「精神的な負担から、退職した。」1.7%（3件）など看過できない実態がある。

イ (4)で、問題が「6ヶ月以上」もの長期にわたると回答した学校が40.6%と多数に上ることも踏まえ、教職員が過度に疲弊している様子が見受けられる場合や、問題解決の見通しが立たない場合などは、学校だけで抱え込むことなく、速やかに教育委員会（生徒指導課等）に相談し、「京都市学校問題解決支援チーム」の活用などを検討することが望ましい。

## あとがき

丁度、この提言書の最終まとめに入ろうとしていたときに、ある中学2年の生徒の死が、テレビや新聞等で大きく取り上げられ、繰り返し報道されるようになった。

こうした出来事が起きるたびに、何よりもまず、多くの可能性と未来を持った若い命が、なぜ失われねばならなかったのかと悔しさで胸が痛む。また、子どもたちにとって大切な場所であるはずの「学校」が大きく関わっていることに、教育関係者のみならず、すべての大人が、これを重く受け止め、責任を感じなければならない。

この件に関する報道が過熱する中で、「学校なんて嫌なら行かなくていい」という発言が目立ち始めた。発言は自由である。しかしながら、こうした発言をする大人たちは、「そして、その後どうするのか」もあわせて明確にし、述べる必要がある。

子どもたちには学ぶ権利がある。そして、私たち大人には、それを守り保障する義務がある。今、私たち大人がすべきことは、「行かなくていい」ことを勧めるのではなく、むしろ「行きたい」と思える場所にすること、そのことに全力を注ぐことではないだろうか。

冒頭にも述べたが、私たち京都市学校問題解決支援チームが、この5年間の取組を提言という形でまとめたのは、それを発信することによって、学校の現状を理解してもらい、関わる人すべてが問題を共有し、今一度、学校について、教育について、学びについて、考えてもらいたいと思ったからである。そのことが実現されることを願ってやまない。

京都市学校問題解決支援チーム 委員一同